

1 議事日程(第4号)

(令和6年第4回久山町議会9月定例会)

令和6年9月13日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(6久山町専決第3号)
- 日程第2 議案第26号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第3 議案第27号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(6久山町条例第11号)
- 日程第4 議案第28号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
(6久山町条例第12号)
- 日程第5 議案第29号 久山町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について
(6久山町条例第13号)
- 日程第6 議案第30号 久山町道路占用条例の一部を改正する条例について
(6久山町条例第14号)
- 日程第7 議案第31号 令和5年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第32号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第33号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第34号 令和5年度久山町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第35号 令和5年度久山町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議案第36号 令和6年度久山町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第37号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第38号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第39号 令和6年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 阿部文俊 | 2番 | 久芳正司 |
| 3番 | 阿部哲 | 4番 | 本田光 |
| 5番 | 末松裕 | 6番 | 阿部恒久 |

7番 山野久生

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長 西村 勝

副町長 佐伯久雄

総務課長 久芳浩二

経営デザイン課長 小森政彦

税務課長 川上克彦

町民生活課長 井上英貴

健康課長 亀井玲子

福祉課長 稲永みき

都市整備課長 大嶋昌広

産業振興課長 阿部桂介

会計管理者 横山正利

教育課長 江上智恵

上下水道課長 平尾 勇

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 篠原正継

議会事務局書記 淀川裕和

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第1、議案第25号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

阿部恒久議員。

（9番阿部恒久君「9番阿部恒久です」と呼ぶ）

すいません、ちょっとお座りください。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） はい、6番阿部恒久です。

私は賛成討論をします。

この専決処分による補正予算案は、久山町消防団第6分団が9月1日に開催された第27回福岡県消防操法大会に出場するために必要な費用です。

第6分団は糟屋地区消防操法大会の小型ポンプの部で優勝し、県大会に出場しましたが、県大会においても優勝しました。第6分団の活躍は、久山町の名を県下に知らしめたとともに、第6分団のサポートにまわった久山町消防団全員の士気を高めることに大きく貢献しました。

また、8月4日に開催された糟屋地区消防操法大会から県大会までの期間が短かったことや、予算規模も妥当なものと考えられることから、専決処分はやむを得なかったものと

判断します。

以上のことをもって賛成討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

議案第25号、専決処分承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第26号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第26号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第26号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第27号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第27号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第27号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第28号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第28号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第28号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第29号 久山町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第29号久山町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第29号久山町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第30号 久山町道路占用条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第30号久山町道路占用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第30号久山町道路占用条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第31号 令和5年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第31号令和5年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番佐伯勝宣議員。

○9番（佐伯勝宣君） 私は資料じゃなくて決算書の方のページでいきます。

4点ばかりですかね。まず順番に行きます。

55ページ、顧問弁護士委託料66万円でございますが、これほかの周辺他町に比べてこの66万円というのは少し安いというふうな見方もございます。しかし、ここ数年なんか値上がりしたようにも思います。久山町の分がですね。ですからお聞きしたいのはまず、ここ数年久山町の顧問弁護士委託料は上がったのか、ほかの町と比べて、これやはり低いと思うんですがその辺りはどうなのか、が1点と、あとは出来高ですか、その金額はこれに含まれずにまだ別にこれは計上してあるのか、その点をまずお伺いしたい。

2点目がですね、72ページ、魅力づくり推進費、オリーブ栽培事業費、277万6,628円でございます。これは議案説明会のときも担当課が言っておりましたけども、先の外部評価委員会ですか、これもちょっとかなり厳しいような見方があるということで、私もこれ毎年の分調べてみたら年々これは、ちょっとやはり評価というか厳しい見方が出て。そして、町の担当課自身のこの事業に対する意見もこれだんだん自信をなくしているようなところがある。これ今後どうするのかというふうなことは町長は思案中だと聞いたんですが、これ早く議会に諮ってもよかったんじゃないのかなというのが1点。

そしてもう一ついきます。78ページ、償還金利子及び割引料、町税等過誤納還付金1,229万789円でございます。これは去年の574万6,600円の固定資産税の課税誤りも計上されているんじゃないかと思えます。それがまずどうなのかということと、これは議案説明会では全く触れられませんでした。少なくともこの返した金額のうち、利息が36万9,300円。これ、開示請求された資料から計算しましたら、少なくともその分は利息が発生しております。それでしたらやはり、説明といいますか、これは具体的にやった方がいいんじゃないかと。その辺どう思われるかというのが1点。

そしてもう一つ簡単な確認ですが、93ページ、行政区敬老事業補助金ということで、334万3,600円ついております。これ今まで各行政区で敬老会をやっておりました。費用もこれは入っているのか。今年度については、一堂に会してレスポアールで行われます。こ

れ方針変更されたのは、どういうふうな形、経緯でやったのかというのを教えてください。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 最後、三つですね、質問三つでしょ。

はい。

西村町長。

○町長（西村 勝君） まず顧問委託料につきまして、総務課長の方から説明させます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） ご質問いただきました顧問弁護士委託料でございますが。5年度の決算66万円を支出しております。その前の4年度におきましても、同額であったと思います。それ以前のことについては今手元に資料がございませんので、確かな数字を述べることができません。

周辺自治体との比較については、それぞれの弁護士、同一弁護士ではございませんので、特に比較等は行っておりません。また、これ以外に費用が発生したかどうかといいますと、これは顧問弁護士費用でございますので、訴訟案件と別途、発生した場合には、当然それに対する費用が別途計上されることとなります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 次のオリーブ栽培につきましては、私の方も以前議会の方からですね一般質問でもお答えしています。

まず今ある分につきましては、有効的に活用するというところでふるさと応援寄附金の返礼品とか、町の魅力発信として活用しています。ここにつきましては、周辺の土地利用等も含めた上で最終的には検討するということが、私の方からも回答させていただいています。

以上です。

次に課税誤りについての質問、予算項目につきましては、税務課長の方から回答させます。

○議長（只松秀喜君） 税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） ご指摘の課税誤りの件でございますけれども、この項目から返還金っていいですか、利息相当分としてお支払いしたのは、佐伯議員ご指摘のとおり、36万9,300円でございます。それが説明が必要だったかどうかというのは私の方からお答えすることはありません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 最後に敬老会の助成金の件につきまして、予算の中の話をしていただければ理解できると思いますが、一斉にレスポアールとするんじゃなく、一部の地域のみにならなっています

詳しい内容につきましては、福祉課の課長の方から、その経緯について説明をさせます。

○議長（只松秀喜君） 福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） 議員のご質問の内容ですけれども、決算額の334万3,600円につきましては、各8行政区に対する補助金の合計額でございます。先ほどもう一つの点の、今年度は一斉にレスポアールで実施するのかっていう件につきましては、下久原地区が、下久原の公民館ではなくて、レスポアールで実施されるっていうことですので場所が変更になっただけでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では顧問弁護士、これもいいです。そして、課税誤り、ちょっと納得できない部分がありますが、今もうこれで、収めます。敬老会も分かりました、私の勘違いの部分があります。残った72ページの魅力づくり推進費オリーブですが、町長も確かにこれはいろいろ試行錯誤されているということは分かります。しかしこれネットで町の事業評価シート、これダウンロードできるんですが、かなり前からこれは厳しい見方をされている。実際に議会に担当課が諮って規模を縮小した部分はある。そして、苗もはかしている。しかし、これは多額の予算をつぎ込んでいて、早くこれは決めなきゃいけないんじゃないかという非常に厳しい意見も前から出てる。となったらこれ早く議会全体に方向性を諮ってもよかったんじゃないのかなと思うのがまず1点。

そして、この件は私もずっと議員を10数年やっていますが、平成23年の12月議会にも、これは、当時の第2委員会の委員長が一般質問をしてる、非常に厳しい投げかけをされて、オリーブはあそこの土地で育つのかと、町で育つのかということで、非常に厳しいことを言っておられたと。そのとき私もよく分からなかったんですが、今から考えてみたらやはり町でオリーブってのはなかなか育てるのは、非常に厳しかったんじゃないのかと。いろいろ担当課が努力されているのも分かります。そして苗木を町民が喜んでいるというのを、それも伝わってまいります。結局やはりこれは多額のお金をつぎ込んでますから、それもちょうと早く決めなきゃいけないというのと、これ検証が必要なことじゃないでし

ようか、その辺はいかが考えておられますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） オリーブっていうのはもう、以前から長きにわたる事業で毎回予算として議会におかけして、議会の方で実施許可、議決をいただいて事業化してるわけですから、当然その予算の中の計上というのは毎年度皆さんですね確認をいただいていると思います。実際に今までの投資っていうのを考えた場合にやはりあれを有効的に活用する方法を模索するというのがまず1点あるという話も私は以前説明したと思います。その上で、実際にあそこの土地利用の関係上、そこがそのまま使えるという土地利用になって、民間委託も含めた上で考えていかなきゃいけないと私も説明させていただいて、議会の方からもその後は経過を見ていただいているという状況だと思います。

実際ですね、シルバー人材センターにも、委託して管理をお願いしています。実際にはそういうきちんと管理をしていただいているおかげです、障害者の皆さんがオリーブ収穫体験にこられたりと、そういうことも起こってますし、町民の皆さまを対象にオリーブの収穫体験で多くの皆さんが毎年お集まりいただいています。ですから最大限、今できることっていうのは、私はやってると思いますんで、最終的に今まで投資的なものをかけた場合として考えた場合に、やはりあそこの土地利用を含めた上で、最終的に判断を議会の方も踏まえた上でお願いするというのは、私の姿勢としては変わってません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員ちょっとお待ちください。

3回目になりますけれども、質疑の時間は質疑だけです、自分の意見を述べることはできませんので、質疑のみを行ってください。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今方向性は模索中だというふうに聞いておりますんで、それについてはちょっとお聞きしませんけれども、早くこれは議会に諮っていただきたいなと思います。

そして、この決算、さっきも言いましたように、事業評価シート、昨日はじめて私数年分ダウンロードしまして、早くこれはやらなきゃ、私自身確認しなきゃいけなかったと反省してますが、担当課が年々自信をなくしてきてるようなのが、これは見てとれます。ですからそこら辺も含めて、早く議会と一緒に方向性を考えて、これは引くときは引くというふうな形でまた、やっていただきたい。そして、この検証もきちんとこれはここ10数年分やらなきゃいけないと思うんでその辺もしっかり考えていただきたい。

その点はいかがででしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然全ての業務において、それはやっていかなきゃいけないことだと思いますんで、今佐伯議員のご意見というか、お話につきましてはしっかり検証していきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

6番阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 私は各論ではなくて総論でお聞きしたいんですけども、令和5年度の一般会計歳入歳出決算はですね、町長の1期目の最後の決算だと思いますが、今回の決算審査意見書等を踏まえた上で、ご自身が考えていた決算ができたかどうか、うまくいった部分と、もう少し改善できたのではないかとと思われる点がありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今のご質問につきまして私自身は、やはり財政調整基金も含め、教育振興基金も含めて、いろんな部分で今後の投資に対する蓄えというのが、できたと思っています。そういう状況でまた久山町としても弾力性が生まれたということによって今後の事業について、いろんなところについて幅も広がった、そういうふうに考えてます。ある意味ですね、投資的な事業をこの4年間やりながらも、そういう蓄えをできて、次の投資ができたというのが1番の私の中では、大きなポイントになってると思います。

一方で、今回決算を見まして、以前に比べ年々経常収支比率っていうのは今年度も落とすことができたんですが、どうしても経常費用っていうのが上がり気味になっていきます。これは今の業務委託も含めいろんな業務の幅が広がってますので、経常的にかかる費用っていうのはどこの自治体も増えているという状況にあります。ですから今後、この経常収支比率だけを目的にするわけじゃないんですが、そういうものをいかに落としていけるかっていう工夫を今後やっていかなきゃいけないかなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

ちょっとお待ちください。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番本田光議員。

○4番（本田 光君） 議案第31号令和5年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

このままでは、失われた30年、あるいはまた40年になりかねないという、国の政策上も一方であります。90年代半ばから始まった新自由主義政策は、大企業や富裕層、これはすなわち大株主優遇の経営を継承しており、一方国民の暮らしは、経済全体を冷え込ませ、アベノミクス中心である、異次元金融緩和の円安、株高を誘導し、日本経済を一層深刻にしております。このままでは国民の賃金や所得が不十分なままで上がらず、物価高騰が続けば、不況と同時にインフレ不況に陥る危険性さえあります。自民党総裁選が昨日告示されました。これまで岸田政権は、新自由主義を継続し、2023年度から5年間で、43兆円もの軍拡にまで踏み出そうとしております。

また行政デジタル化、マイナンバー現行保険証を本年12月2日に廃止すること。これを2023年12月に閣議決定しております。国民に不十分な説明のまま紙の保険証廃止は、直ちに撤回すべきであります。

今、地方公共団体は、物価高騰対策を抜本的に強化し、国の悪政押し付けから住民の暮らし、福祉、介護、教育、農林業の再生政策の充実が強く求められています。

令和5年度久山町一般会計における年度末の地方債残高を古賀1市7町で比較しますと、久山町民1人当たりの借金が46万2,000円と断トツであります。

今日まで、久山町総合運動公園スポーツゾーンの野球場、サッカー場建設についてもお尋ねしましたけれども、完全に断念するとは言われていない。また、町のオリーブ栽培事業の将来見通しが無いものになっていると私は考える。今後、見直しするところはきちんと見直し、検証するというのが大切ではないでしょうか。今急がなければならない改修工事、公共事業はたくさんあります。

従って、決算書の款項目を見て、歳入歳出、総務費の一般管理費の平和事業補助金、民生費の児童福祉施設費、健康課あるいは福祉課、産業振興費のまた土木費の道路維持費、教育費等々、賛成できる点もありますけれども、各款項目を総合的に見て賛成できないことを申し上げ、以上述べて反対討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 3番阿部哲です。

議案第31号令和5年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について賛成をいたします。

令和5年度実施事業は、学校橋災害復旧工事3カ年計画の最終年度、令和6年3月に予定どおりに完成、山田小学校大規模改修工事、幹線町道高橋～原線などの舗装打ち替え工事、物価高騰対応重点支援給付金事業6,248万円、電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付事業2,404万円、子育てにつながるプロジェクト事業649万円、中学校図書室リニューアル事業1,749万円、シニアチャレンジ応援事業248万円など、ハードからソフト事業まで、計画に基づき適正に執行されていた。

また、歳入においても、税収入は24億181万円と1億4,017万円増、徴収率も99.2%と糟屋地区でも上位であります。ふるさと応援寄附金についても、1億5,695万円増の6億5,242万円と、大きく増えています。

実質収支は5億8,433万円の黒字で、財政調整基金残高は過去最高の17億円と適正な財政状況であると言えます。

今後も、町の持続可能な発展や、住民サービスの向上につながると考え、令和5年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

山野久生議員。

○7番（山野久生君） 議案第31号令和5年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成いたします。

令和5年度歳入におきまして、町税は徴収率99.5%と高い水準を維持し、令和4年度に比較して1億4,000万円以上の増額、ふるさと応援寄附金は返戻品やサイトを増やすなど、増額に向けて取り組まれました。

結果、令和4年度に対して1億5,000万円以上の増額となっております。

また、経常収支比率も令和4年度決算に対して4%改善しています。このように財政の弾力性が高くなり、自主財源が増加することは、町の実施する事業の幅を広げることができ、住民の皆さんの福祉の向上に直結するもので、令和5年度決算の成果だと考えております。

また、令和5年度に実施した事業の中でも、教育施設の改善や、体育館施設にエアコンを設置するための準備、道路補修工事、学校橋の災害復旧工事など、ハード事業、また、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策、DX推進、低所得者世帯への給付金給付、シニアチャレンジ応援事業などのソフト事業と、住民の皆

さんに寄り添った事業が実施されました。

また、複数年継続し、負担が大きかった長浦地区の土地の企業からの買い戻しと、土地開発公社解散の際に借入れた第三セクター改革推進債の償還も、令和5年度に予定どおり完了しております。

以上のことから、私は賛成いたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第31号、令和5年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について、を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第32号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第32号令和5年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第32号、令和5年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第33号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第33号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第33号、令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第34号 令和5年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第34号令和5年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第34号、令和5年度久山町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第35号 令和5年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第35号令和5年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第35号令和5年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第36号 令和6年度久山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第36号令和6年度久山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第36号、令和6年度久山町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第37号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第37号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第37号、令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第38号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第38号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第38号、令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第39号 令和6年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第39号令和6年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第39号、令和6年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第17、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（只松秀喜君） ここでお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、久山町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理訂

正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和6年第4回久山町議会9月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時9分